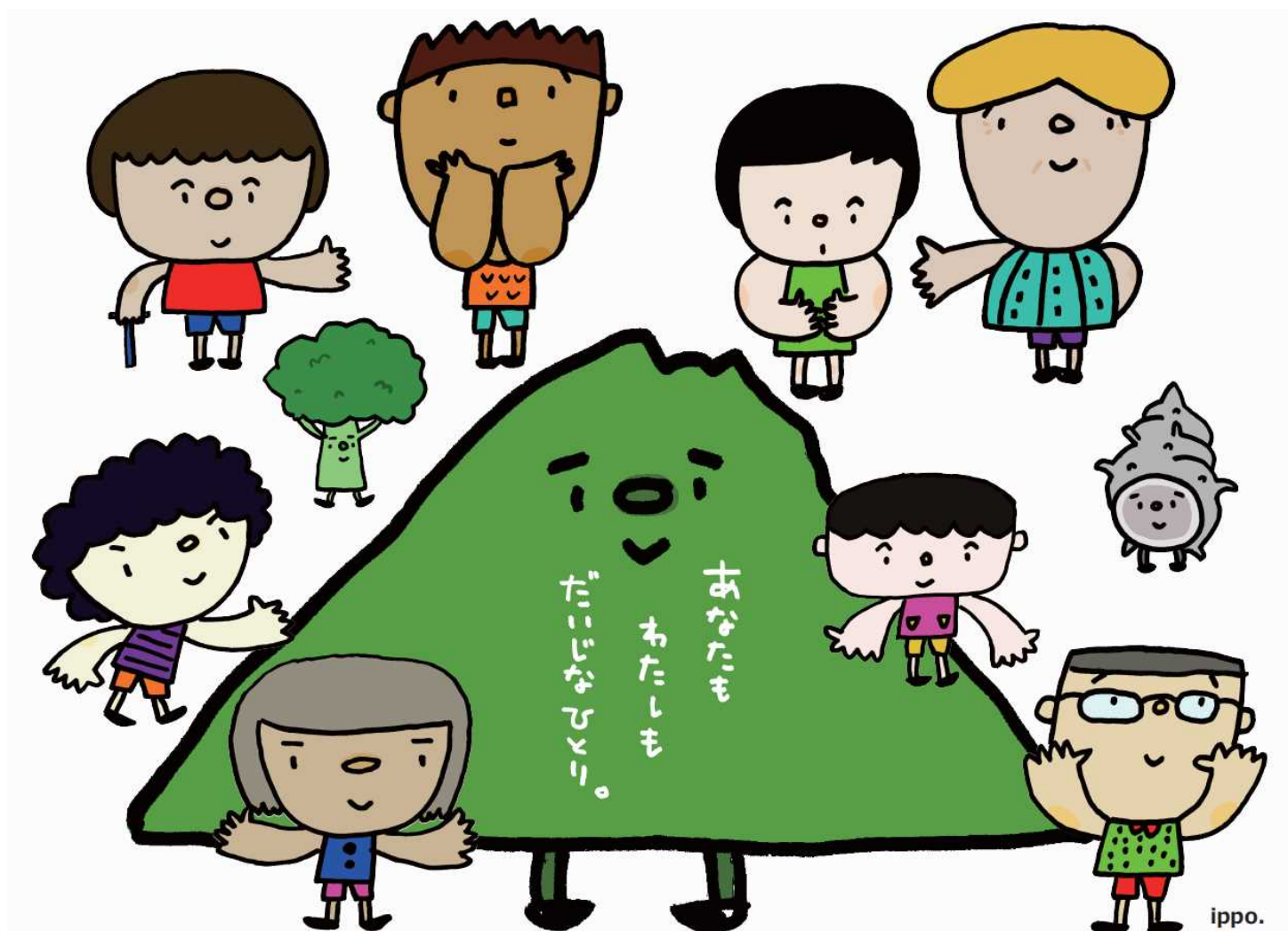


大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画

(第4次大山町男女共同参画プラン)



令和4年3月

大山町

表紙イラストを手がけたのは田中一歩 Tanaka Ippo にじいろ i-Ru(アイル)代表。ippo.としてモノづくりやデザインの仕事もしている。絵本「じぶんをいきるためのるーる。」(解放出版社)をつくったことをきっかけに、セクシュアルマイノリティとされる子どもたち、すべての子どもたちに「じぶん、まる！」を届ける活動をしている。

はじめに

少子・高齢化の進展や社会経済の状況が急速に変化していく中で、心豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、だれもお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現はより一層重要な課題となっています。

また、近年のダイバーシティー(多様性)に積極的に取り組む社会情勢から、「性別にとらわれないことなく、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく生きる社会」の実現が求められています。

この度、「第3次男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度末で終了することから、これまでの取組みの検証や令和3年2月に実施した町民意識調査の結果を基に新たな課題も踏まえて、計画期間を令和4年度から8年度までの5年間とする「大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次男女共同参画プラン)」を策定しました。

今後、本計画を推進していくために、行政、地域、職場、家庭など、あらゆる場面において協働・連携による取組みが重要となってきております。町民の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました大山町男女共同参画審議会の委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた方々、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

大山町長 竹口大紀

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 基本理念	3
第2章 計画の内容	
第4次大山町男女共同参画プランの体系	4
基本テーマ1 人権尊重の推進、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	5
重点目標 1 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	5
基本テーマ2 誰もがともに活躍できる環境づくり	8
重点目標 2 働く場における女性の活躍推進	8
重点目標 3 地域、社会活動における男女共同参画の推進	11
重点目標 4 家庭における男女共同参画の推進	15
基本テーマ3 誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり	21
重点目標 5 誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり(環境整備)	21
重点目標 6 あらゆる暴力の根絶	23
重点目標 7 生涯を通じた健康の支援	27

資料:男女共同参画に関する意識調査集計結果

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

大山町は、平成19年3月に「大山町男女共同参画プラン」、平成24年3月に「第2次大山町男女共同参画プラン」、平成29年3月に「第3次大山町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画週間などにおける啓発活動、男女共同参画フォーラムやみんなの人権セミナー、人権・同和教育推進大会などを開催し、男女共同参画社会の形成に向け取組みを推進してきました。

国では、平成27年8月に、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」)が成立しました。

国際社会においては、平成27年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)のひとつとしてジェンダー^{*1}平等が掲げられ、「すべての女性・女児に対する差別や暴力をなくすこと」「介護や家事等の無償労働を認識・評価すること」「意思決定における女性の参画とリーダーシップの機会を確保すること」など具体的な目標が定められ、男女平等に向けた取組みが進められています。

また、近年、ダイバーシティ(多様性)推進の社会情勢から、女性の働きやすさに加え、障がい者、外国人、性的マイノリティ^{*2}など、さまざまな人が働きやすい環境をつくろうとする動きが加速しています。性的マイノリティについての認識は広がりつつありますが、当事者は、いまだに偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な困難を抱えている現状があります。

こうした現状から、国際社会・国・県の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、大山町が目指す男女共同参画社会は、「性別にとらわれることなく、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく生きる社会」を目標とし、家庭・地域・職場などで個人として個性と能力が発揮され、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成が一層加速されるよう、「大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次大山町男女共同参画プラン)」を策定します。

*1 ジェンダー

社会的・文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄を示すセックスと区別される。

*2 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

2 計画の性格

- (1)この計画は、大山町男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画で「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- (2)この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、市町村推進計画を含む計画です。
- (3)平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取組むこととしています。SDGsのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント^{*3}」が掲げられており、本計画では、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。

*3 女性・女児のエンパワーメント

女性・女児が「力をつけること」をいい、女性・女児一人ひとりが、法的、経済的、政治的な力や自己決定能力などの力をつけていくこと。そのことにより、女性・女児の社会的な力を高め、政策・方針決定過程へ参画していくことをめざすもの。

【SDGs17のゴール】



本計画の重点目標別に、SDGsの達成に資するものを、上記のアイコンで表示し目標とすることとしています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 基本理念

平成24年に制定した「大山町男女共同参画推進条例」に基づく下記6つの基本理念に加えて、大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次大山町男女共同参画プラン)においては、「性の多様性」にも配慮した基本理念によって計画を策定し、性別に関わらず誰もが互いに尊重しあい安心して暮らせる社会の構築を目指します。

- (1)男女の人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと。
- (2)男女が、互いの性を尊重し、生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利を認め合うこと。
- (3)男女が、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4)社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。
- (5)男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6)男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動、経済活動、地域活動及びその他の社会活動を両立して行うことができること。

第2章 計画の内容

大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画 (第4次大山町男女共同参画プランの体系)

基本テーマ1 人権尊重の推進、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標		施策の方向
1	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	①男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 ②子どもの頃からの男女共同参画の推進 ③生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 ④性別による固定的なイメージや役割分担意識是正のための啓発

基本テーマ2 誰もがともに活躍できる環境づくり

重点目標		施策の方向
2	働く場における女性の活躍推進	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ②誰もが能力を発揮できる職場環境づくり ③農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進 ④男女の平等な雇用環境の確立
3	地域、社会活動における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 ③地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進
4	家庭における男女共同参画の推進	①多様なライフスタイルに対応した子育ての支援 ②多様なライフスタイルに対応した介護の支援 ③男女間の対等な関係性の確立

基本テーマ3 誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり

重点目標		施策の方向
5	誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり(環境整備)	①防災・災害復興における男女共同参画の推進と社会的弱者への配慮 ②高齢者が暮らしやすい環境の整備 ③障がい者が暮らしやすい環境の整備 ④外国人が暮らしやすい環境の整備 ⑤移住者が暮らしやすい環境の整備 ⑥ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 ⑦性の多様性を尊重した社会システムの構築
6	あらゆる暴力の根絶	①暴力を許さない社会づくり ②安心して相談できる体制づくり ③様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成
7	生涯を通じた健康の支援	①生涯を通じた男女の健康の保持支援 ②妊娠出産等に関する支援

基本テーマ1 人権尊重の推進、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

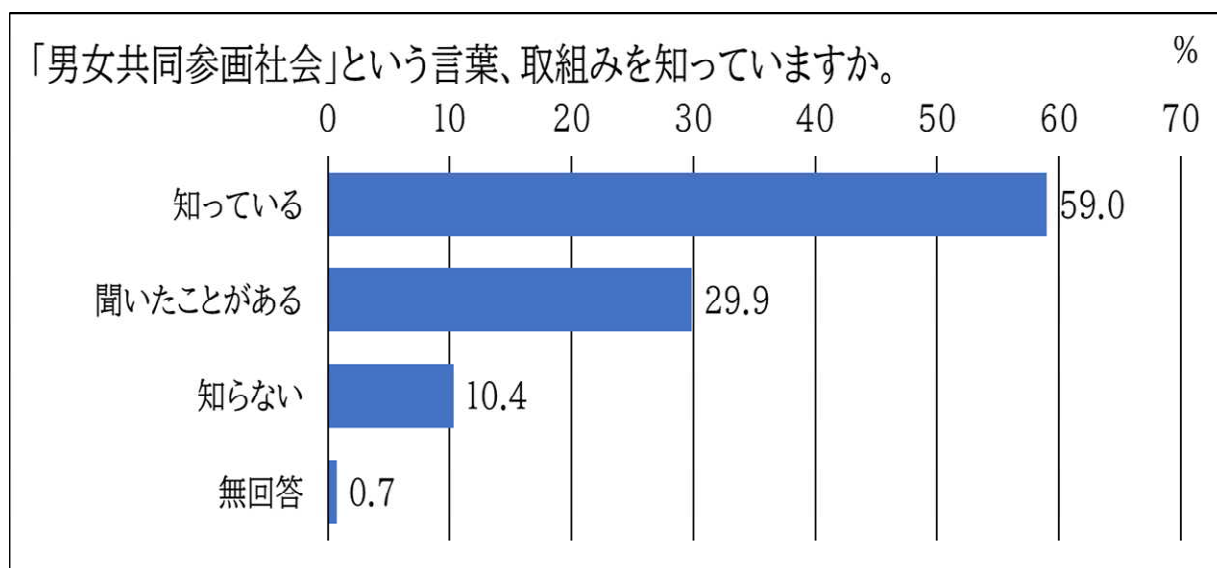
重点目標 1 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成



<現状と課題>

男女共同参画社会を実現していくためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つことが大切です。人権尊重を基盤にした男女共同参画についての意識を醸成し、ジェンダー意識^{*4}にとらわれず男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場など様々な場で教育を進めることはとても重要です。

令和2年度に行った町民の意識調査によると、「男女共同参画社会」について知っている人は、5年前に比べて7.4%増加し、59.0%でした。聞いたことがある人を含めると、9割近くの人が言葉を知っていますが、約半数の人はその意味や考え方を十分に理解されていないのが実状です。

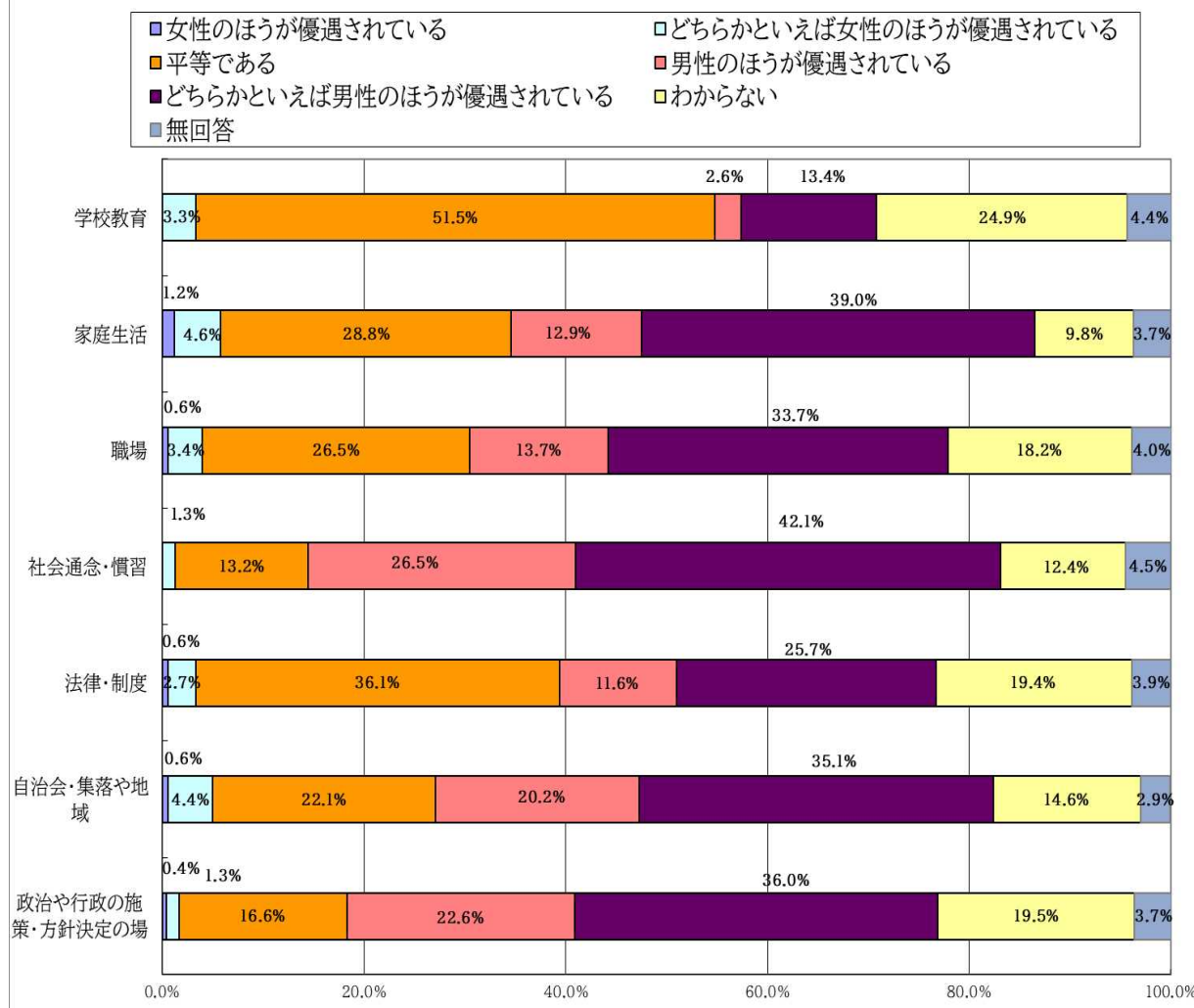


令和2年度町民意識調査より

*4 ジェンダー意識

時代とともに変化する、社会のあり方や価値観のこと。「男らしさ」「女らしさ」が制約になり、その人らしく生きることをはばむことのないような社会づくりが重要。

男女の地位は平等になっていると思いますか。



令和2年度町民意識調査より

男女の地位について調査した結果、「学校教育の場」においては 51.5%の人が平等であると感じているのに対して、「社会通念・慣習」では 68.6%、「政治や行政の施策・方針決定の場」では 58.6%の人が男性優遇と感じている結果となりました。

男女共同参画の実現に向けた大きな課題のひとつは、私たちの意識の中に、時代とともにつくられてきた性別による固定的性別役割分担意識⁵です。町民意識調査によると、このような意識は、少しずつ変わりつつありますが、いまだに根強く残っていることもうかがえます。

個人の意味や意見を無視し、「女だから」「男だから」といった性別による画一的な偏見や扱いは、固定的性別役割分担意識を無意識のうちに内在させかねません。

また、将来を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるよう育てていくために、子どもの頃から人権尊重に基づいた男女共同参画に関する理解を深め、将来を見通した自己形成ができるような取り組みを進める必要があります。そして、子どもたちが健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを支え、安全で安心して暮らせる環境づくりを行うことも重要です。

<目標達成の方向性>

幼児教育、学校教育、社会教育などさまざまな場面で男女共同参画の視点に立った学習の充実をはかるとともに、広報紙、ホームページ、大山チャンネル、町の行事などを活用し、広報、啓発を進めます。

具体的な施策	内 容	主な担当課
男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発	○男女共同参画について女性はもとより、男性、子ども、若年層などあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について共感できるよう、広報・啓発を進めます。	福祉介護課 幼児・学校教育課
子どもの頃からの男女共同参画の推進	○学校教育において男女共同参画を推進することができるよう研修などの取組みを支援します。 ○子どもの頃からの男女共同参画への理解を深め、意識を高めていくために、PTA 研修等を通して日常的に家庭生活の中でも男女の能力や適性を尊重し、固定的性別役割分担意識を排除する環境づくりと意識の醸成を図ります。 ○男女を問わず人を大切にする人権学習を通して理解を深めるよう取組みを支援します。	幼児・学校教育課
生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供	○家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、性別による固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに相手の立場を理解し助け合っていけるよう、学習機会を提供します。	福祉介護課 社会教育課
性別による固定的なイメージや役割分担意識是正のための啓発	○男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう広報・啓発を推進します。	福祉介護課

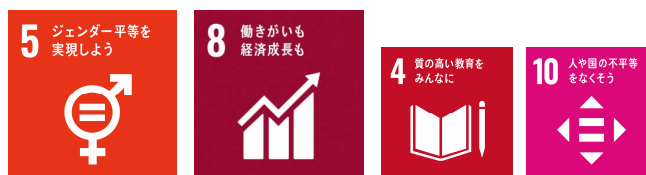
***5 固定的性別役割分担意識**

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

例えば、「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などで、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例などのこと。

基本テーマ2 誰もがともに活躍できる環境づくり

重点目標 2 働く場における女性の活躍推進

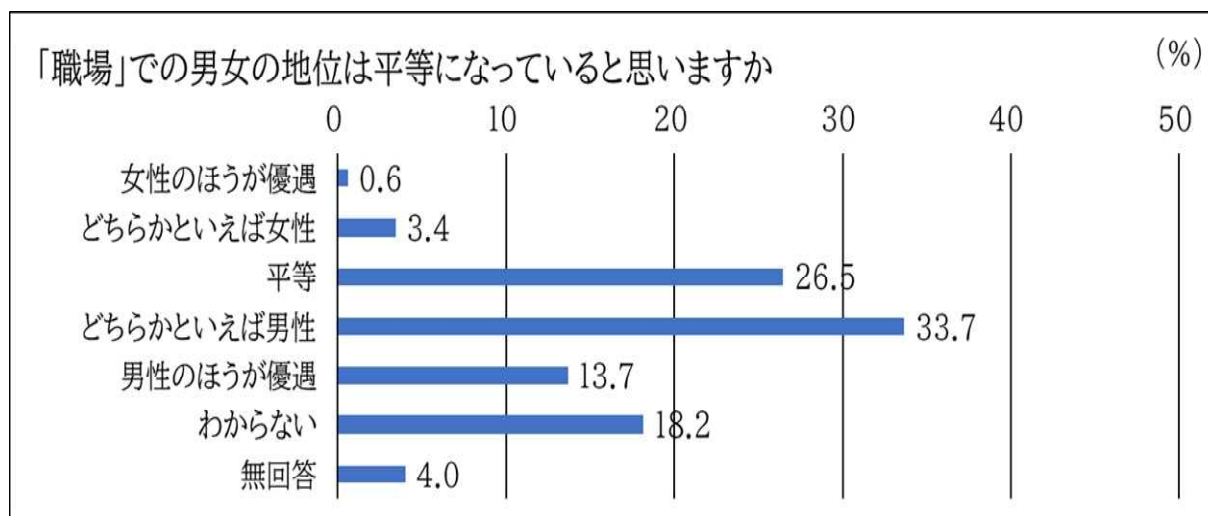


<現状と課題>

長時間労働等を前提とした男性中心の働き方が根強く残る固定的性別役割分担意識により、家事・育児や介護など家庭における負担が女性に偏っています。こうした状況が、就業を継続し能力を發揮して働きたい女性が活躍できない阻害要因となっています。働く場における女性活躍の推進に当たっては、男性や企業トップ等の意識改革を進め、長時間労働の改善を図るとともに、多様な働き方にも対応した男女の処遇差の解消を進めることが重要です。また、働き続けることを希望する女性が出産、子育てや介護等により就業を中断することなく継続できるよう、社会全体の理解を促進し、子育て支援や介護など福祉サービスを充実し、各種ハラスメントの防止など働きやすい職場づくりを一層支援し、男女の平等な雇用環境の充実を進めていく必要があります。

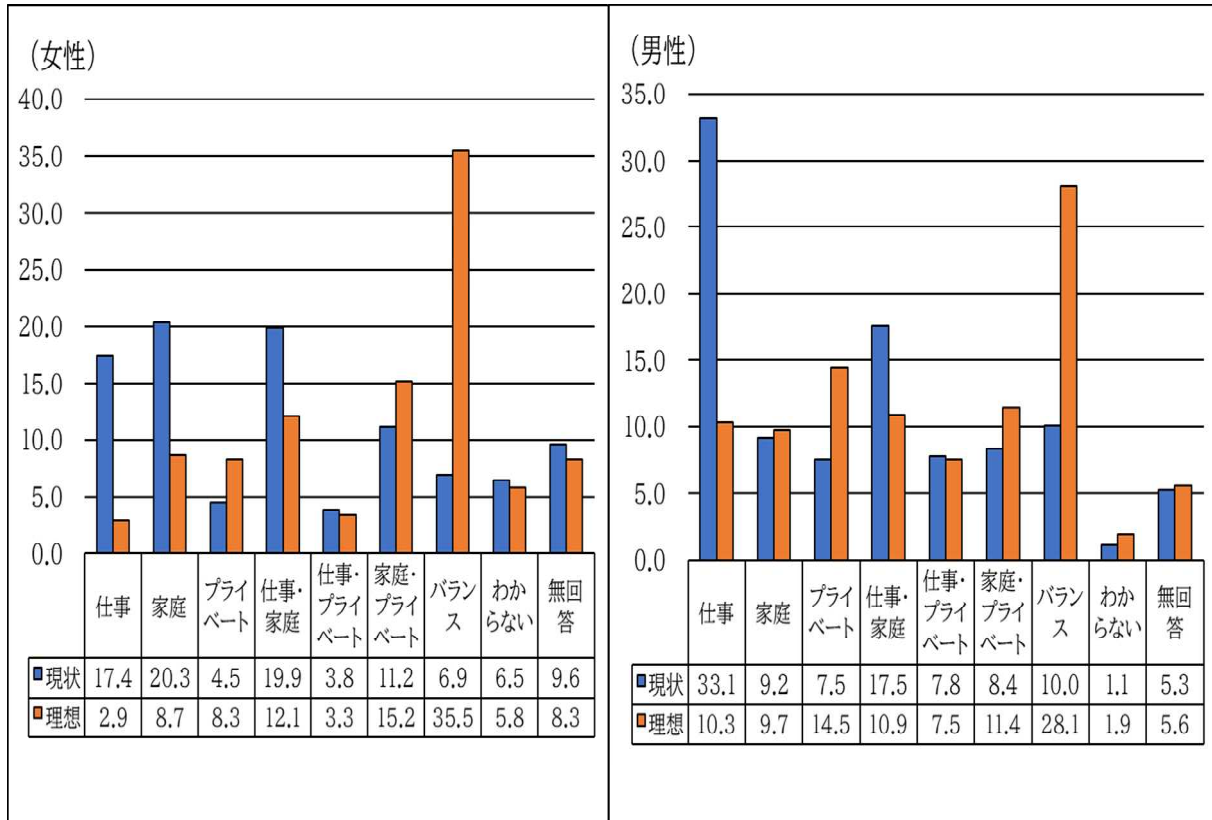
一方で、男性においても、長時間労働や育児・介護休業に関する制度が利用しにくいといった理由等により、家庭生活や地域活動への参画が進みにくい状況があります。このことから企業における仕事と家庭の両立に向けた理解促進や家事・育児や介護等の分担など家庭における男性の参画を促進することが必要です。男女ともに仕事と生活の調和を図ることが不可欠です。

農林水産業や商工業などの自営業に従事する女性は、生産、経営面など幅広い分野で主要な担い手となっていることから、女性が能力を發揮し経営に参画するためにも、女性の経営能力、技術向上に対する支援を一層進める必要があります。また、家族経営が多いため、仕事と家庭生活の区分が不明確で、女性の負担増になっています。家族間で家事・育児・介護などにかかわる女性の負担軽減などについて十分に話し合い、仕事と生活の調和を進めていく必要があります。

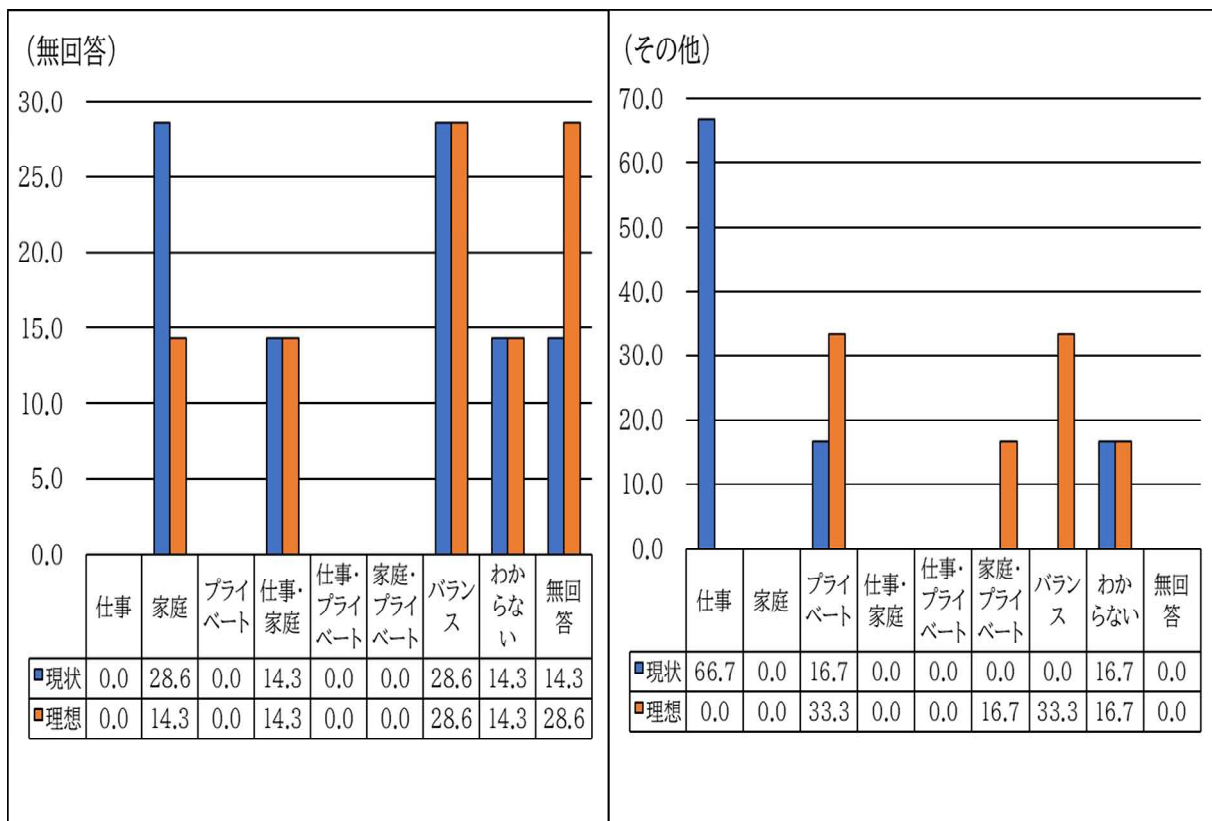


令和2年度町民意識調査より

「仕事」、「家庭生活」、「プライベートな時間」の優先度について



「仕事」、「家庭生活」、「プライベートな時間」の優先度について



令和2年度町民意識調査より

<目標達成の方向性>

ワーク・ライフ・バランス*6の普及に取組み、長時間労働を前提とした働き方の見直しや、出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続できるよう、働く場における女性の活躍を推進します。

具体的な施策	内 容	主な担当課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	○仕事と生活の調和が、企業や社会経済の活性化や個人生活の充実につながるということについて、効果やメリットを示しながら、理解の促進を図ります。	福祉介護課 総務課
誰もが能力を發揮できる職場環境づくり	○女性活躍に積極的に取組む企業が拡大するよう、企業に対して意識啓発や研修会を行います。 ○職場における不平等な待遇や、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント*7、マタニティ・ハラスメント*8、モラル・ハラスメント*9などあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、誰もが働きやすい労働環境づくりに努めます。	福祉介護課 総務課
農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進	○農業委員や農業協同組合、商工団体などへの女性役員の登用が進むよう、男女共同参画に向けた普及啓発を進めます。 ●農業委員に占める女性の割合 現状値 R2 委員15人中 女性委員2人(13.3%) 目標値 R8 委員15人中 女性委員4人(26.6%) ●商工会役員に占める女性の割合 現状値 R2 役員19人中 女性役員1名(5.3%) 目標値 R8 役員19人中 女性役員3名(15.8%) ○地域に根強く残る男女の固定的性別役割分担意識の解消を図り、農林水産業や商工業の担い手が男女ともに能力を發揮し評価されるよう、男女共同参画の理解促進についての普及啓発を進めます。	農林水産課 農業委員会 企画課 観光課
男女の平等な雇用環境の確立	○男女間の賃金格差や正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差解消など性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保について広報誌などで周知と啓発を行います。	福祉介護課 総務課 企画課

***6 ワーク・ライフ・バランス**

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

***7 パワー・ハラスメント**

職場の上司などによる権力(パワー)を利用した嫌がらせ。

***8 マタニティ・ハラスメント**

妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせや不利益な扱い。

***9 モラル・ハラスメント**

言葉や態度などのよって心を傷つける精神的嫌がらせ。

重点目標 3 地域、社会活動における男女共同参画の推進

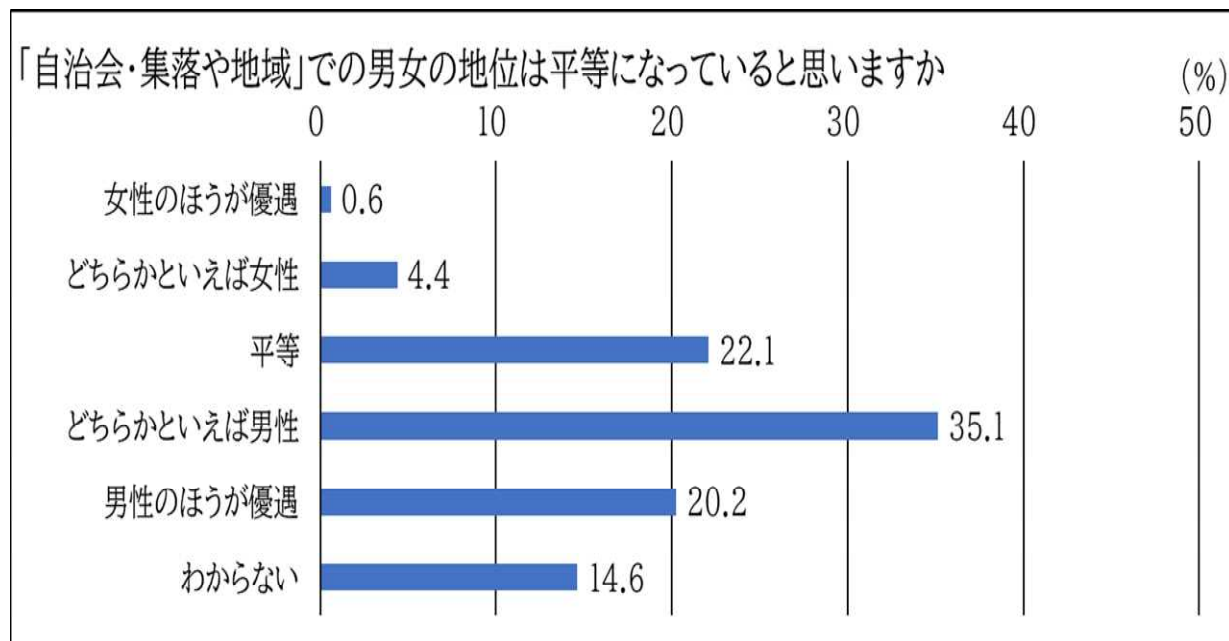


<現状と課題>

高齢化の進行や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が進む中で、地域においては男女がともに担わないと立ち行かない状況となっています。しかし、自治会役員における女性の割合は低い水準にとどまっており、地域において物事を決める過程への女性の参画は十分とはいえません。意識調査によると、地域での男女平等感について55.3%の人が、男性が優遇されていると感じており、この割合は5年前の調査(51.2%)に比べて悪化しており、依然として高い割合となっています。

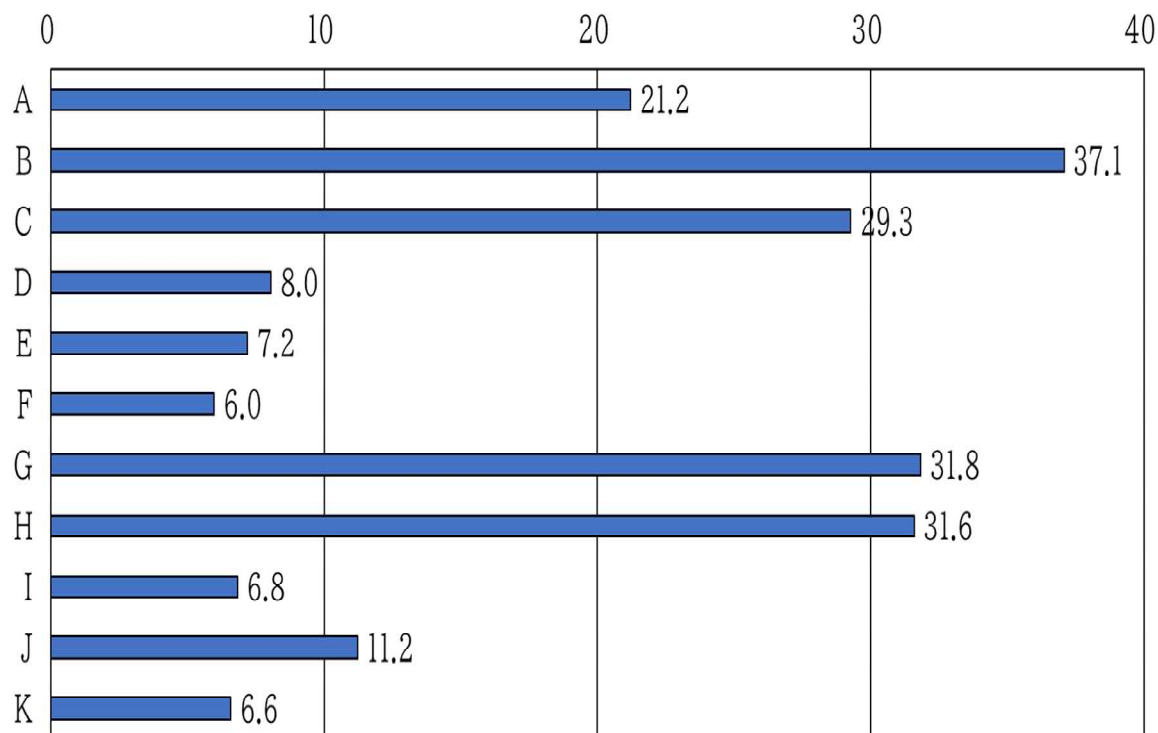
また、地域において女性の参画が少ない理由については、男性優位の組織経営であることに加え、女性の家事、子育て、介護の負担が大きいこと、女性自身の積極性が不十分、女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ないなど、女性自身の意識に要因があると感じている人も多く、固定的性別役割分担意識の他にも要因があると感じている人がいることがうかがえます。

地域社会は、家庭とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場です。女性も男性も高齢者も若者も自ら住む地域でのネットワークを築き、誰もが住みやすいまちづくりを行うため、全ての人が地域活動に参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していく必要があります。



令和2年度町民意識調査より

自治会や町内会において、企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由はな
 んだと思いますか。(〇は3つ以内)



A 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため

B 男性優位の組織運営のため

C 女性の家事、子育て、介護の負担が大きいため

D 家族の支援・協力が得られないため

E 女性の能力開発の機会が不十分であるため

F 女性の活動を支援するネットワークなどの組織の不足

G 女性の積極的に参画する意識が不十分であるため

H 女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない

I その他

J わからない

K 未回答

令和2年度町民意識調査より

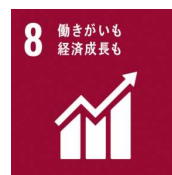
<目標達成の方向性>

地域社会において(男性が中心的な役割、女性は補助的な役割)などの男性中心の習慣やしきたり、意識が、いまだに見受けられるなか、男女共同参画に関する研修などを通じて意識啓発を図ります。

具体的な施策	内 容	主な担当課
地域活動における男女共同参画の推進	<p>○男女とも地域活動に参画できる条件を整備するため、仕事中心となっている従来の意識やライフスタイルを見直す広報・啓発を進めます。</p> <p>○防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動への男女とも多様な年齢層の参画を促進します。</p>	<p>福祉介護課 総務課 幼児・学校教育課</p>
議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進	<p>○固定的性別役割分担意識の解消を図り、町の政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町議会議員に占める女性の割合 現状値 R2 議員16人中 女性議員3人(18.8%) 目標値 R8 議員16人中 女性議員5人(31.3%) ●大山町総合計画審議会 現状値 R2 委員17人中 女性委員4人(23.5%) 目標値 R8 委員17人中 女性委員8人(47.1%) ●給食センター運営審議会 現状値 R2 委員10人中 女性委員2人(20.0%) 目標値 R8 委員10人中 女性委員5人(50.0%) ●地方文化財保護審議会 現状値 R2 委員12人中 女性委員3人(25.0%) 目標値 R8 委員12人中 女性委員6人(50.0%) ●健康づくり推進協議会 現状値 R2 委員10人中 女性委員2人(20.0%) 目標値 R8 委員10人中 女性委員5人(50.0%) ●農林水産振興審議会 現状値 R2 委員10人中 女性委員2人(20.0%) 目標値 R8 委員10人中 女性委員5人(50.0%) ●伝統的建造物群保存地区保存審議会 現状値 R2 委員8人中 女性委員2人(25.0%) 目標値 R8 委員8人中 女性委員4人(50.0%) ●人権尊重の社会づくり審議会 現状値 R2 委員13人中 女性委員4人(30.8%) 目標値 R8 委員13人中 女性委員6人(46.2%) ●人権交流センター・隣保館運営審議会 現状値 R2 委員10人中 女性委員2人(20.0%) 目標値 R8 委員10人中 女性委員5人(50.0%) 	<p>総務課 企画課 幼児・学校教育課 観光課 健康対策課 農林水産課 福祉介護課</p>

<p>地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進</p>	<p>○地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツなど、あらゆる分野で、男女共同参画の視点に立った取組や多様な人材の参画を促進します。</p> <p>●地域自主組織役員に占める女性の割合 現状 R2 役員97人中 女性役員26人(26.8%) 目標値 R8 役員97人中 女性役員40人(41.7%)</p>	<p>総務課 企画課 観光課 社会教育課</p>
---	---	---

重点目標 4 家庭における男女共同参画の推進



<現状と課題>

男女が互いにその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会の形成は、社会にとって重要なものです。しかし、男女共同参画は「女性の問題」、あるいは「家庭や職場の男女間のささいな問題」と意識され、まだまだ十分に共感が得られていない現状があります。

また、女性の無償労働(家庭内での家事、育児、介護など)は、社会活動や生活に必要な不可欠な労働であるにもかかわらず、社会的に評価されることなく、いまだに根付いている固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス^{*10}により、女性の参画や社会進出を拒む大きな要因の一つとなっています。

一方で、今回の意識調査によると家庭生活において男女平等と感じている男性の割合が、5年前の調査(55.7%)より18.7%低く37.0%となり、どちらかといえば男性が優遇されていると感じる男性の割合が、5年前の調査(24.0%)より14.7%高い38.7%となりました。この数値は、多様なライフスタイルに合わせて、家庭内における男女共同参画の考え方が少しずつ根付き始めたことによるものではないかと考えられます。

男女共同参画社会は、お互いに多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であります。

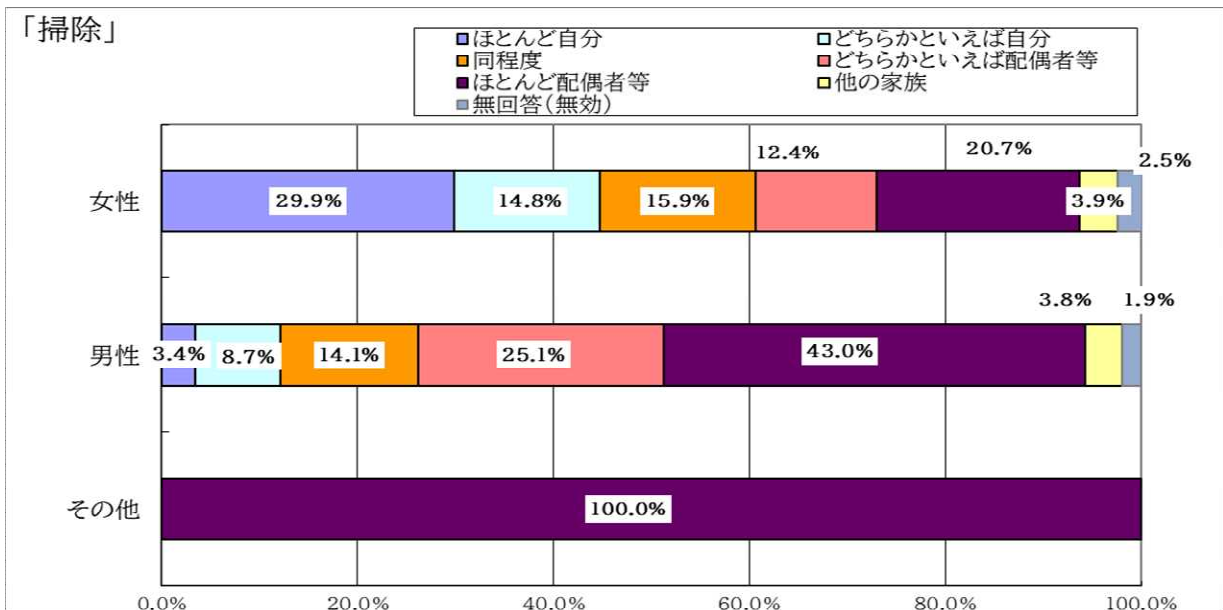
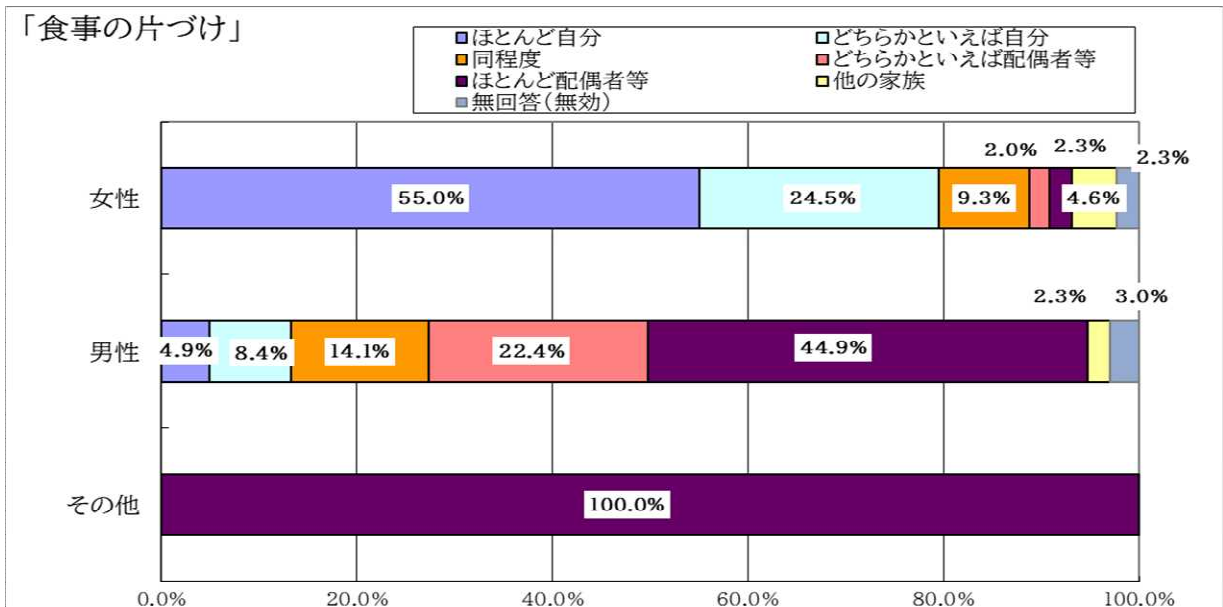
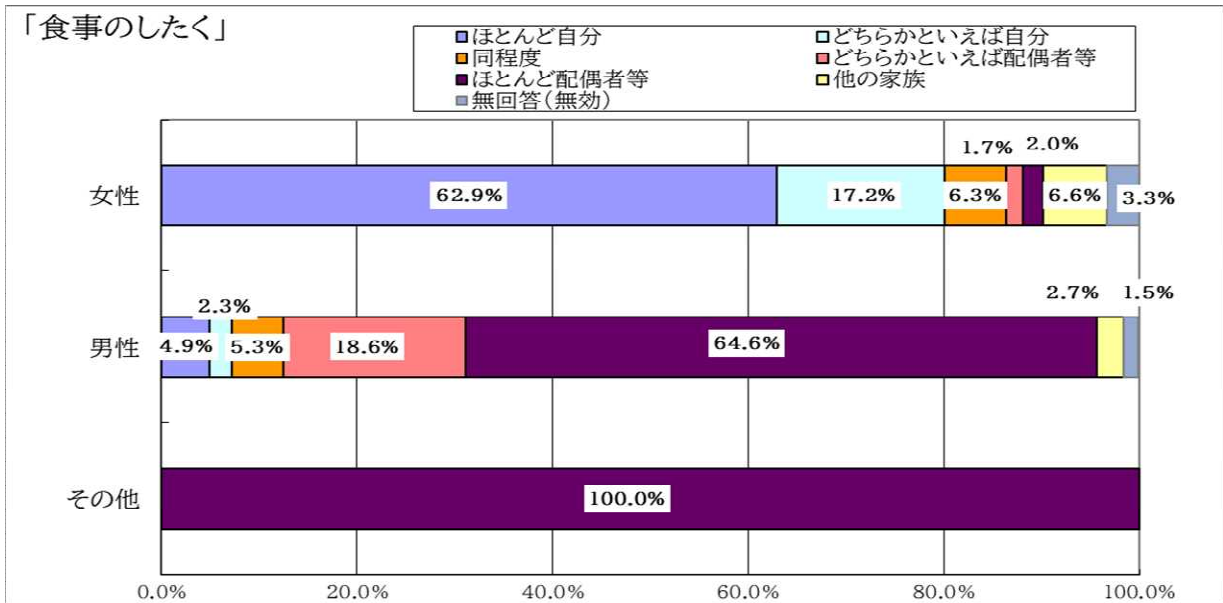
男性においては、企業における仕事と家庭の両立に向けた理解促進や家事・育児や介護などの分担など、家庭における男性の参画を促進することがあげられます。

また、女性においては、出産、育児や介護などを理由に就業を中断することなく、子育て支援や介護サービスを充実するなどして平等な環境づくりに努めることがあげられます。

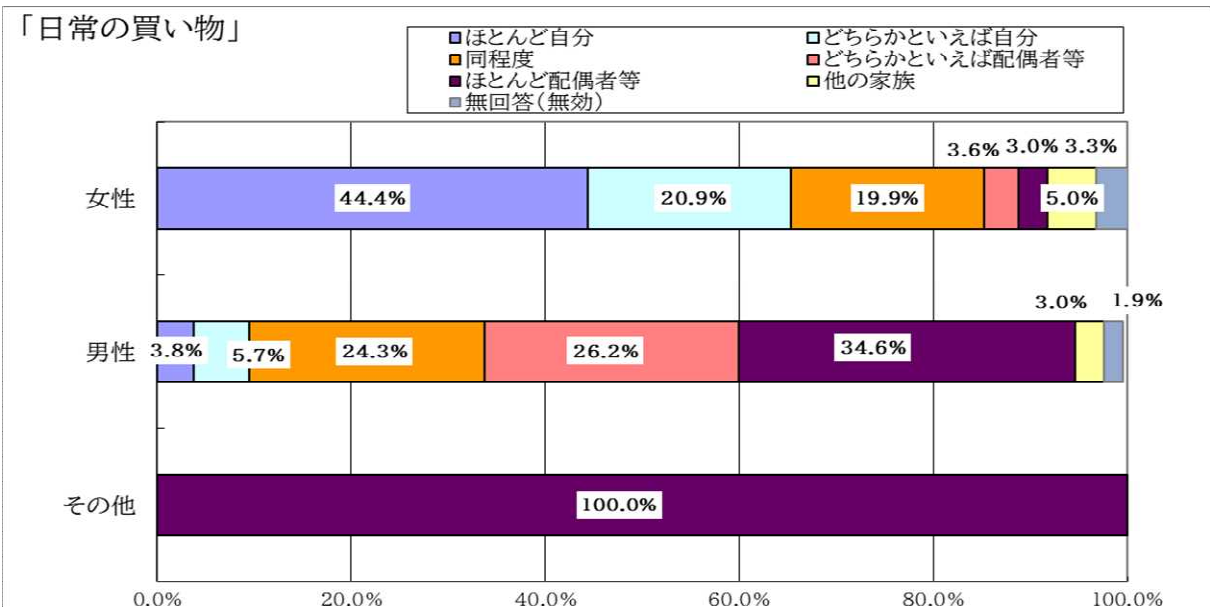
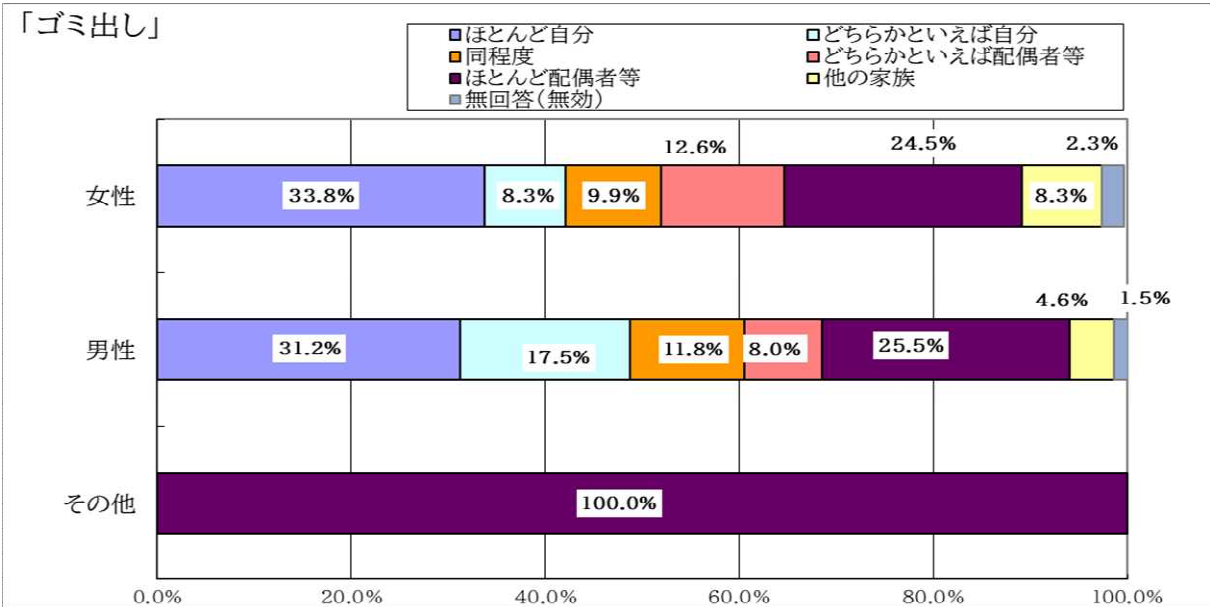
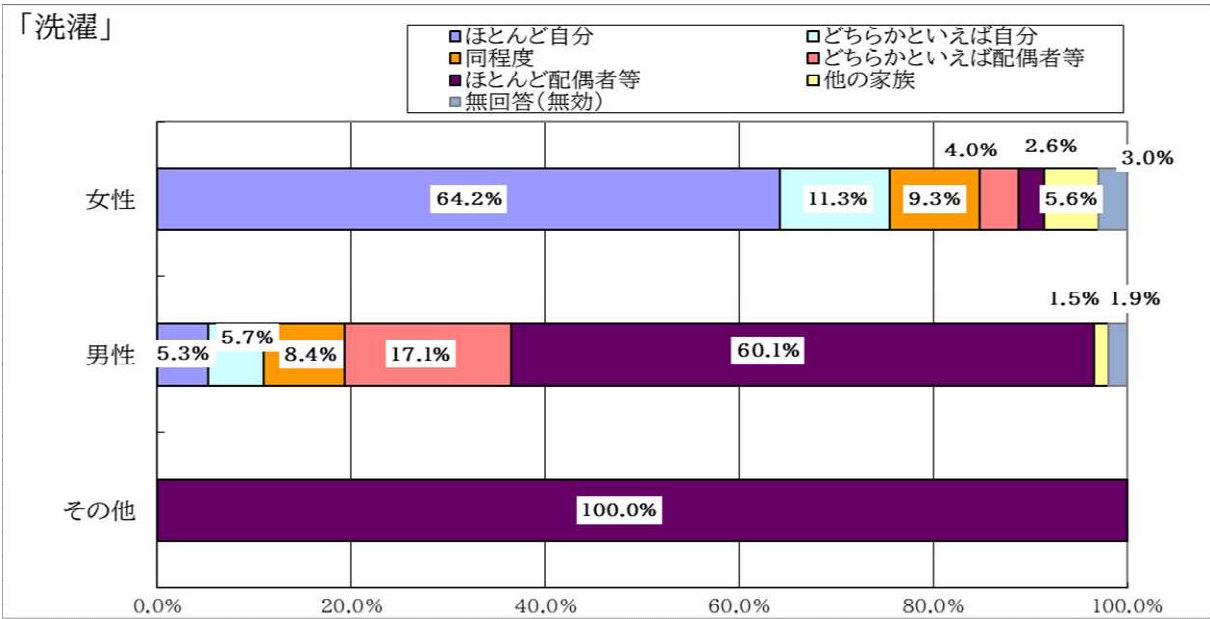
このように男女がともに社会で活躍し、家庭で男女共同参画を実現していくためには、家族が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、仕事と家庭の両立を図ることが大切です。

*10 アンコンシャス・バイアス

「無意識の思い込み」「無意識の偏見」という意味。本人が気づいていない、偏ったものの見方やゆがんだ認知のことを指し、多くは過去の経験や周囲の意見、日々接する情報から形成される。

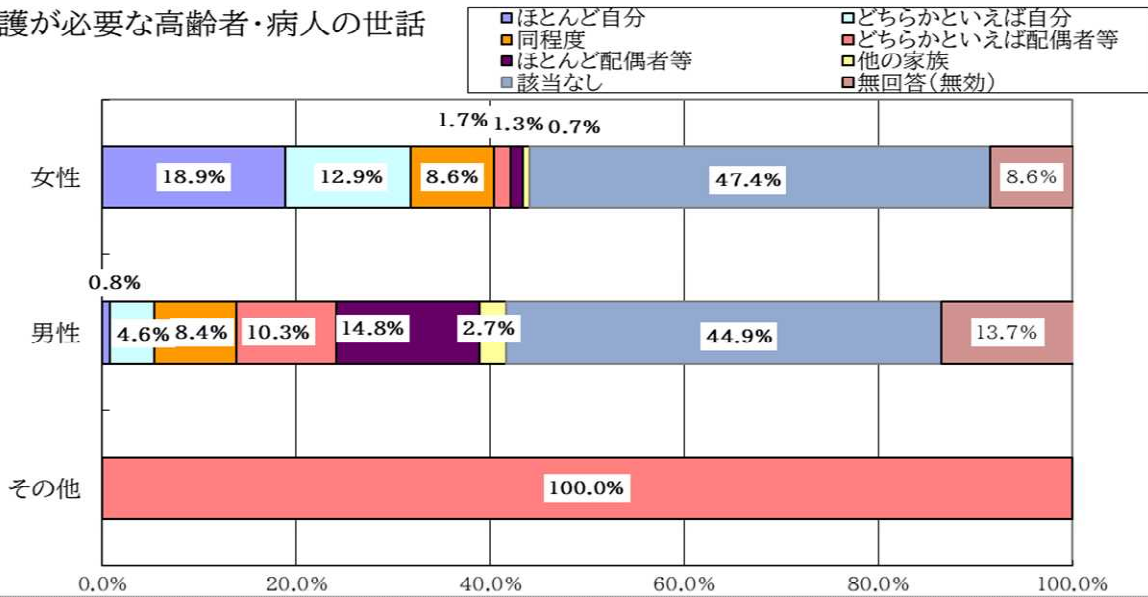


令和2年度町民意識調査より

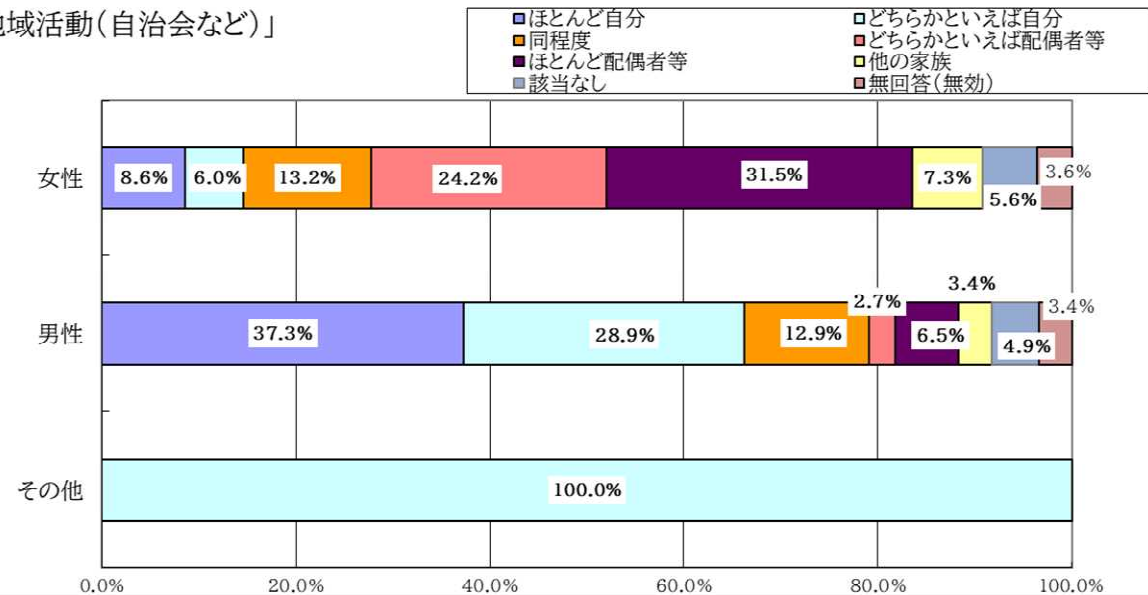


令和2年度町民意識調査より

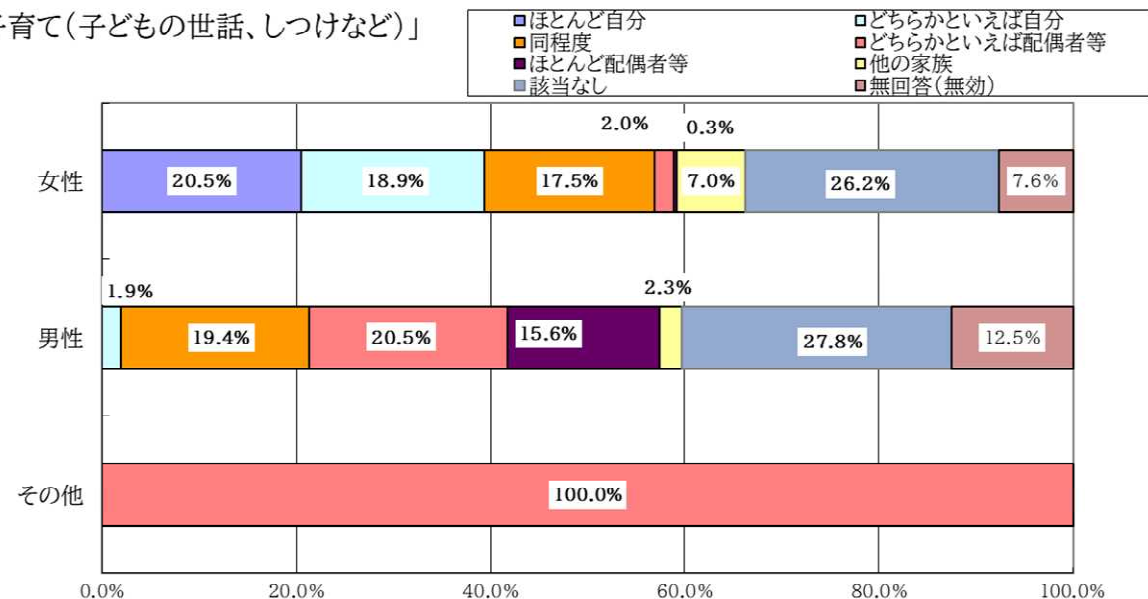
介護が必要な高齢者・病人の世話



「地域活動(自治会など)」

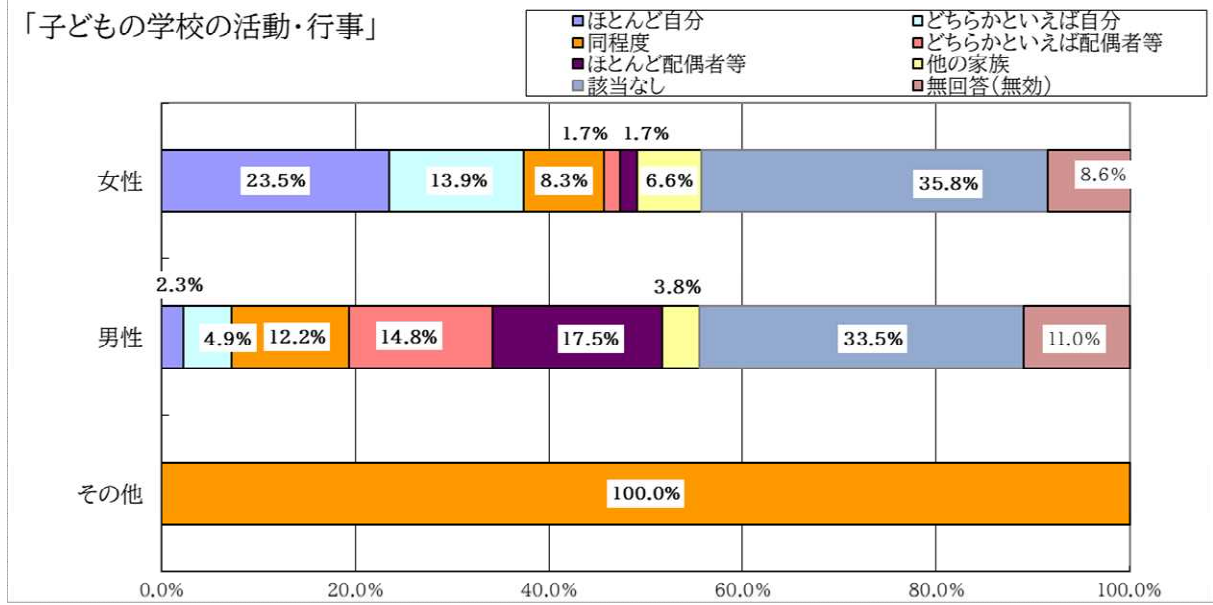


「子育て(子どもの世話、しつけなど)」



令和2年度町民意識調査より

「子どもの学校の活動・行事」



令和2年度町民意識調査より

<目標達成の方向性>

男女が互いに尊重し、支えあいながら、家庭生活を営む上で、男性が積極的に家庭生活等へ参画していくことは、不可欠であり、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消のため、啓発活動、学習機会の提供、家庭・地域活動への参加促進に向けた取り組みなどの働きかけを行っていくとともに、多様なライフスタイルに対応した支援を行います。

具体的な施策	内 容	主な担当課
多様なライフスタイルに対応した子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 ○子育ての不安を解消するため、家庭における子育ての支援の充実を図ります。 ○子育ては、男女がともに担うという視点に立った意識の普及を図ります。 	幼児・学校教育課 こども課
多様なライフスタイルに対応した介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者のライフスタイルに合わせ、柔軟な介護サービスを進めることにより、介護者の負担軽減を図ります。 ○誰もが参加しやすい介護講座等を開催するなど、介護における参画意識を啓発します。 ○介護は、男女がともに担うという視点に立った意識の普及を図ります。 	福祉介護課
男女間の対等な関係性の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域で男女がともに責任と参画を担う必要性や意義について理解を促進し、固定的性別役割分担意識を解消します。 ○女性に偏りがちな、家事・子育て・介護をはじめとする家庭生活や地域活動に男性が参画することの重要性について啓発します。 ○男女がともに家庭生活や地域活動に参画し、男女共同参画を実現するため、仕事中心の働き方を見直す意識改革を進め、年次有給休暇の取得、男性の育児休暇の促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●労働者の1人あたりの平均年次有給休暇取得率 現状値 R2 56.6%(全国平均) 目標値 R8 70.0%(政府目標) ●役場職員1人あたりの平均年次有給休暇取得日数 現状値 R2 13.7日(68.5%) 目標値 R8 15日(75.0%) 	福祉介護課 総務課 こども課

基本テーマ3 誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり

重点目標 5 誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり(環境整備)



<現状と課題>

災害など非常時に女性がより多くの影響を受けることが指摘されていることを踏まえ、防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れた取組みが必要です。

また、高齢であること、障がいがあること、外国人であること、移住者であること、ひとり親家庭であることなど様々な困難を抱える人々の主体性を尊重しつつ、誰もが安心して住み続けることができる社会づくりが必要です。

また、同性カップルを結婚に相当する関係と認める証明書を発行する自治体や、性的マイノリティに配慮した職場づくりを進める企業が少しずつ増えるなど、性的マイノリティの人権に対する社会の認知は進みつつあります。性の多様性に対する正しい認識と理解を広げる意識啓発を行い、児童生徒の発達段階に即して、児童生徒の不安や悩みを受け止めるなど、きめ細やかな対応が必要です。

<目標達成の方向性>

さまざまな問題を抱える人々が安心して生活できるためのサービスの提供を行うとともに、環境の整備を図り、生活や就労の支援を行います。

具体的な施策	内 容	主な担当課
防災・災害復興における男女共同参画の推進と社会的弱者への配慮	<p>○防災・災害復興においては、事前の備え、避難所運営、被災者支援などの面で、女性や社会的弱者も含めた、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を推進し、全ての人と防災・復興に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織役員に占める女性の割合 現状値 R2 役員244人中 女性役員8人(3.3%) 目標値 R8 役員244人中 女性役員15人(6.1%) ●消防団員に占める女性の割合 現状値 R2 団員171人中 女性団員5人(2.9%) 目標値 R8 団員171人中 女性団員7人(4.1%) 	<p>総務課 福祉介護課 健康対策課</p>
高齢者が暮らしやすい環境の整備	<p>○高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した日常生活を送るため、高齢者の地域活動を支援します。介護が必要になった時には、家族介護者の負担軽減を図り社会全体での支援を推進します。</p>	<p>福祉介護課 健康対策課</p>

障がい者が暮らしやすい環境の整備	○障がいのある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう環境の整備を図り、生活や就労の支援を推進するとともに、障がいのある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発、広報活動を推進します。	福祉介護課 健康対策課
外国人が暮らしやすい環境の整備	○町内で生活する外国人に対して多言語での日常生活情報を提供し、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。	企画課
移住者が暮らしやすい環境の整備	○移住者が安心して住み続けるために、子育て、教育、福祉など必要なサポートを地域と一体となって進めます。	企画課 こども課 幼児・学校教育課 福祉介護課
ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援	○社会的に困難な状況に置かれやすいひとり親家庭などに対し、子育て・生活支援など地域での生活を支援します。	こども課 幼児・学校教育課 福祉介護課
性の多様性を尊重した社会システムの構築	○性的マイノリティについての認知は進みつつありますが、引き続き、社会全体の正しい認識と理解を深める啓発を行います。 ○行政の仕組みが性の多様性に対応したものとなっているかあらためて点検するとともに、同意のない性的指向・性自認の暴露対策を含め、性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。 ○女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるため、学校における適切な性に関する教育を推進します。 ○パートナーシップ制度 ^{*11} ファミリーシップ制度 ^{*12} 導入に向けての対応を進めます。	福祉介護課 幼児・学校教育課

***11 パートナーシップ制度**

同性カップルを婚姻に相当する関係と公認する制度。

***12 ファミリーシップ制度**

性的マイノリティのカップルを婚姻相当とし、子どもがいる場合は、親子関係も公認する制度。

重点目標 6 あらゆる暴力の根絶



<現状と課題>

町民意識調査によると、DV^{*13}を直接経験したと答えた人は男女ともあり、女性では15.6%(平成28年調査10.5%)で、男性の2倍となっています。DVや性犯罪、ストーカー行為などの被害者は女性が多く、根底には女性の人権の軽視があるといわれています。男女が対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、安心して暮らせる社会を実現するために、女性に対する暴力の根絶は、重要な課題のひとつです。

一方で、DVは依然として社会の理解も不十分で、周囲や加害者、被害者ともにDVの認識が低いため、気づかぬうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者が相談しやすい環境を整備し、関係機関と連携して支援を行い、一人ひとりがあらゆる暴力を許さないという意識を高め、被害の潜在化を防ぐ取組が必要です。また、交際中の男女間の暴力(デートDV)も問題化しており、若者を被害者にも加害者にもしないために、予防教育・啓発の取組が必要です。

また、いじめやネグレクト(育児放棄・介護放棄)を含む虐待等の問題は、重大な人権侵害です。発達段階に応じて、あらゆる人権侵害を防止するための啓発、教育、保育、学習活動の取組が重要となります。

<目標達成の方向性>

あらゆる暴力やいじめ・虐待等を防止するため、誰もが被害者にも加害者にもならないため、人権侵害についての啓発活動、学校における人権教育に取り組むとともに、関係機関との連携を一層強化し、相談窓口の充実や周知を図ることにより、相談しやすい体制を整備し、早期発見・早期介入から自立までの総合的かつ継続的な支援に取り組めます。

具体的な施策	内 容	主な担当課
暴力を許さない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○DVの被害者・加害者を生じさせないために、DVの未然防止に関する認識を深める研修、啓発を行います。 ○あらゆる暴力やいじめ・虐待を防止するために、児童生徒及び保護者に向けた研修・講座等を開催します。 ○学校教育における人権教育の指導計画に基づいた指導を行うよう取組みを支援します。 	福祉介護課 幼児・学校教育課
安心して相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整備します。 	福祉介護課

<p>様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成</p>	<p>○SNS などのコミュニケーションツールの広がりに伴い、いじめ・性犯罪をはじめ、多様化する犯罪や人間関係上のトラブルが多発しています。こうした事件に巻き込まれないよう、メディアリテラシー※¹⁴の向上を図ります。また、子どもたちの健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロール¹⁵の普及促進など、社会環境づくりを推進します。</p>	<p>幼児・学校教育課</p>
-----------------------------------	--	-----------------

***13 DV:ドメスティック・バイオレンス**

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力のことをいい、それを利用して相手を支配することをいう。

***14 メディアリテラシー**

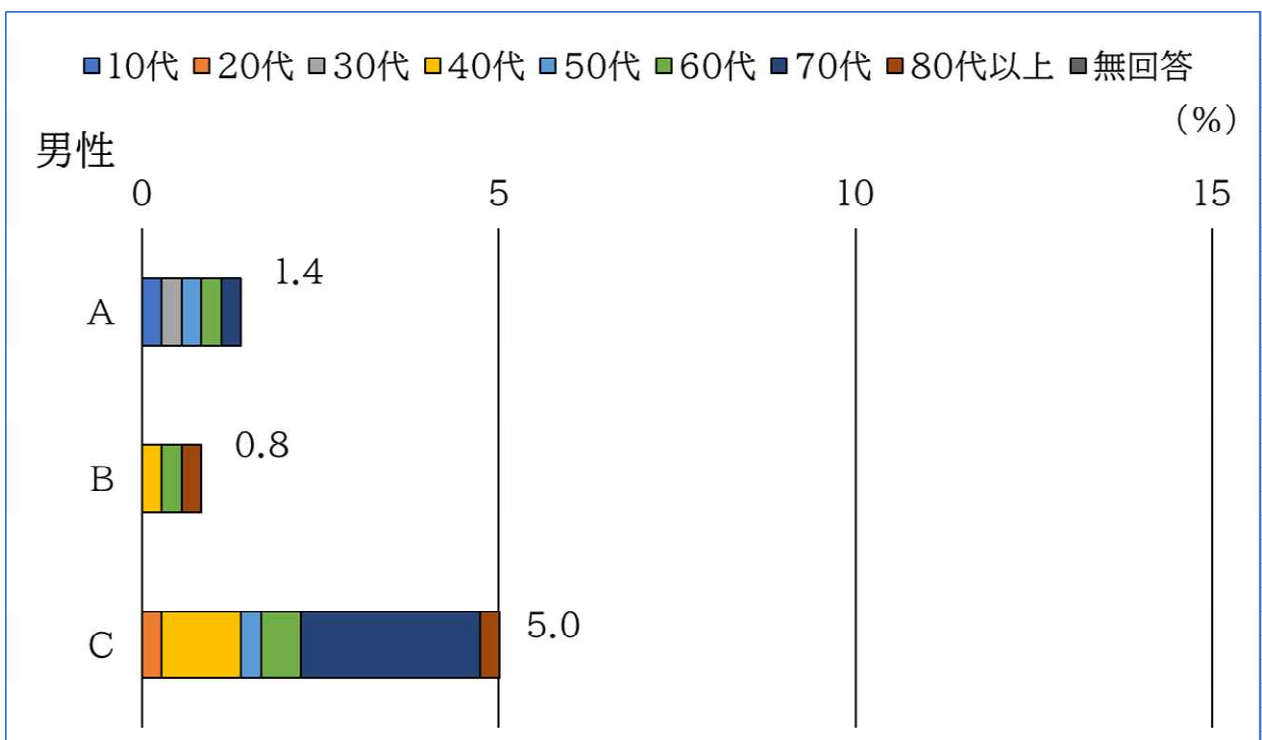
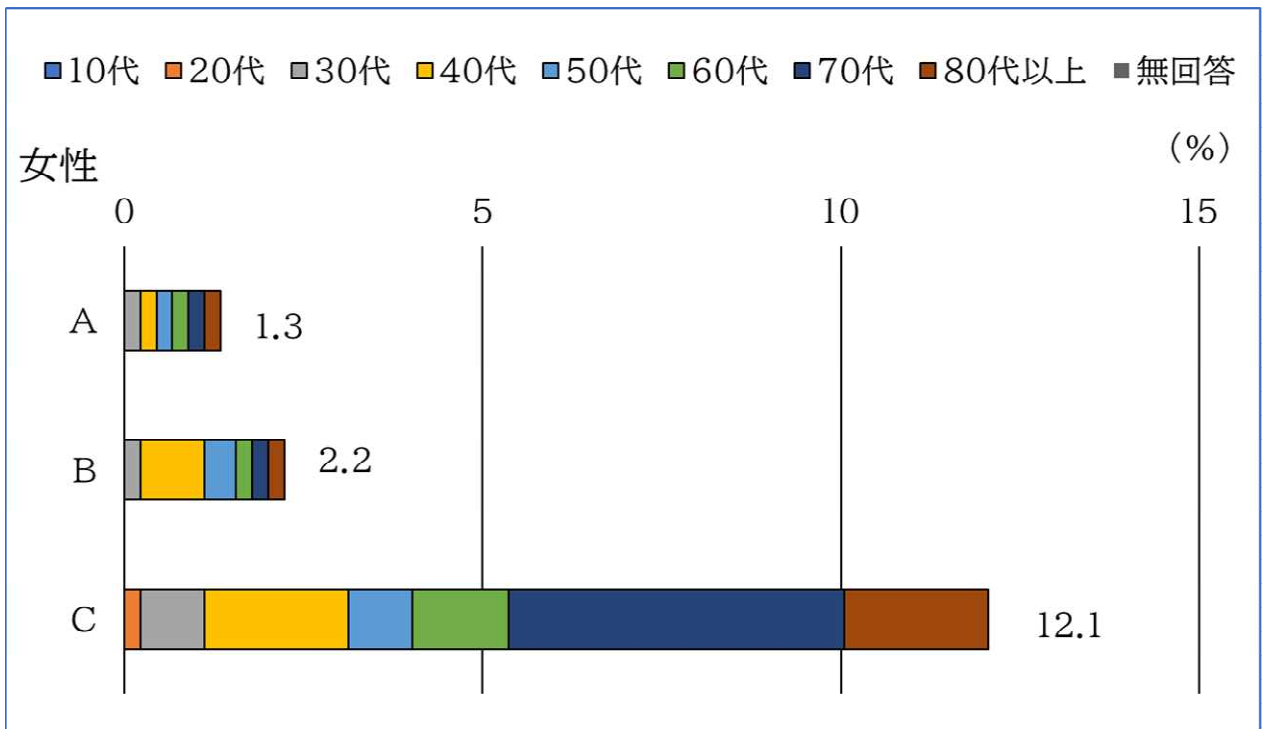
インターネットやテレビ、新聞などのメディアが発信する情報にアクセスし、かつそれらの情報に流されずに理解して、自分で考え、使いこなすことが出来る能力のこと。

***15 ペアレンタルコントロール**

子どもが利用するインターネット接続機器に、利用時間の制限、能力や年齢に応じたフィルタリングを行うなど、子どものインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと。

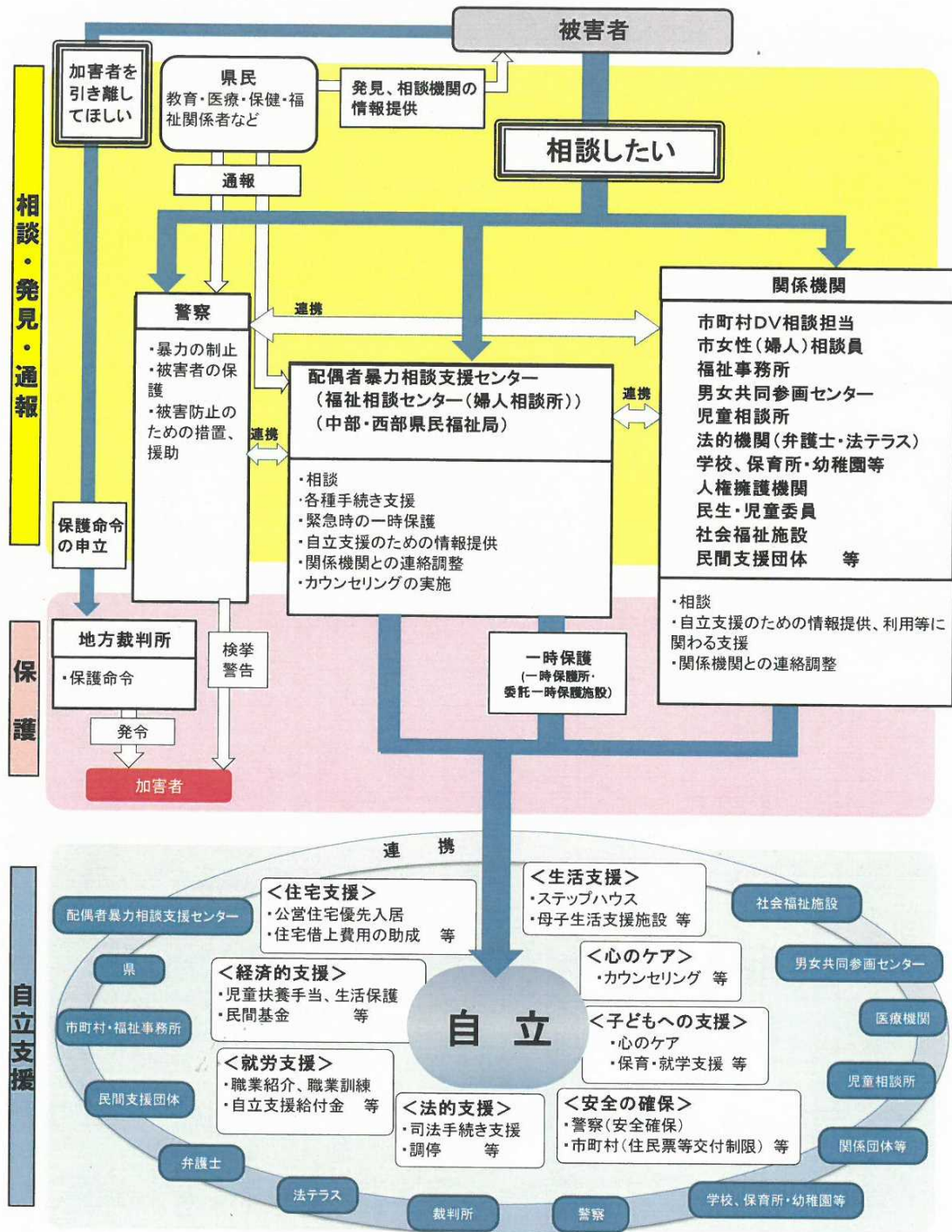
配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力を受ける「(DV)」に関して、あなたは暴力の被害を受けたことがありますか。

A	この1年の間に、被害を受けた
B	この2～5年の間に、被害を受けたことがある
C	この5年以内にはなかったが、過去に被害を受けたことがある



令和2年度町民意識調査より

DV被害者支援の流れ(関係機関の関わり)



※ 鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(令和3年4月1日第四次改訂)より引用

重点目標 7 生涯を通じた健康の支援



<現状と課題>

男女がお互いの心と身体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るためには、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。また病気になったとき、介護が必要になったときに必要な支援を受けられることは、誰もが安心していきいきと暮らしていくために大切なことです。

特に女性はその心身状況が初経から閉経の各段階に応じて大きく変化しますので、生涯にわたって適切な健康の保持増進する取組みが必要です。また、妊娠や出産についての希望が実現できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*16} (性と生殖に関する健康と権利)に関する正しい知識の普及、性差に応じた健康を支援する取組みが必要です。

一方男性は、女性に比べて肥満の割合、喫煙者の割合、飲酒の習慣がある割合が高い等の状況を踏まえ、男性の健康に関する意識の向上を図り、生涯を通じた健康づくりを保持・増進する取組みが必要です。

すべての人が健康を享受できるためには規則正しい生活習慣、健康診断による予防と早期発見が大切です。幼児教育、学校教育、家庭教育において子どもの頃から規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、定期的な運動の実施、健康診査・各種がん検診受診率の向上に向けた取組みなどを推進する必要があります。また、薬物乱用、性感染症、喫煙など健康をおびやかす問題について、教育・啓発を実施し、正しい理解を深める取組みを進めるほか、心の健康対策や自死対策として相談体制の充実を図ることが必要です。

<目標達成の方向性>

生涯にわたる心身の健康の保持増進のため、健康診査や各種がん検診、予防対策の充実を図ります。また、特に女性の健康への理解を深めるとともに、妊娠・出産などに対する支援の充実を図ります。

具体的な施策	内 容	主な担当課
生涯を通じた男女の健康の保持支援	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが、その健康状態に応じて相談しやすい体制の整備を図り、がん検診の受診促進、生活習慣病や自死の予防など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。 ●特定健診受診率（国民健康保険対象者） 現状値 R2 28.7% → 目標値 R8 60.0% ○生涯を通じた健康な体づくりのため、だれもがスポーツに取組みやすい環境づくりを進めます。 	健康対策課 福祉介護課

妊娠出産等に関する支援	<p>○家庭や地域において、精神的、身体的に安心して子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実します。</p> <p>○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する正しい知識の普及啓発を図ります。</p>	健康対策課 こども課
-------------	--	---------------

***16 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

女性が生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。国際人口・開発会議(1994年カイロ開催)で提唱され、女性の重要な人権の一つとされており、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。